

4月から 変わります

高額療養費などの支給方法

高額療養費

これまで国民健康保険の高額療養費の支給は、医療費が一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分を被保険者が申請し、あとから払い戻しする仕組みでした。

四月から、七十歳未満の人が入院した場合、一医療機関ごとに窓口で支払う額は自己負担限度額のみとなり、払い戻しされていた部分は保険者（町）から医療機関に直接支払われるようになります。

このサービスを受けるためには、役場住民課の窓口で自己負担限度額を証明する認定証の交付を受ける必要があります。

なお、七十歳以上の人の高額療養費については、すでに平成十四年から同様の仕組みで支給されています。

◆手続きに必要なもの

- ① 国民健康保険被保険者証 ② 印鑑 ③ 過去一年間に入院した医療機関及び入院期間が分かるもの

出産育児一時金

これまで出産育児一時金（三十五万円）は、被保険者が医療機関に分娩費用を支払った後、保険者（町）が被保険者の請求に基づいて支給する仕組みでした。

四月から、医療機関が保険者に対し分娩費の請求（上限三十五万円）を行うこととなります。請求額が三十五万円を下回った場合は、その差額分を保険者から被保険者へ支給します。

このサービスを受けるためには、役場住民課の窓口で「出産育児一時金請求書」の交付を受けて、医療機関に受取代理欄の記入を依頼することになります。

*国民健康保険税の滞納がある世帯は、これらの認定証や請求書の交付は受けられませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】住民課国保係
☎役場内線二二五

パスポート申請

役場窓口で取り扱い

四月二日から、葛巻町内に住民登録をしている人を対象に役場住民課の窓口で旅券（パスポート）の申請受付と交付を始めます。

これは、葛巻町が県から権限・事務委譲を受けて行うものです。特別な場合を除いて、同日から県での申請ができなくなりますのでご注意ください。

なお、パスポートの申請受付から交付までに要する日数は、八日間となります。

◆申請に必要なもの

- ① 一般旅券発給申請書 ② 戸籍抄本（謄）本 ③ 写真一枚 ④ 官製はがき一枚 ⑤ 身元確認ができる書類（運転免許証など） ⑥ 前回取得したパスポート（有効期限が残っている場合）

【問い合わせ先】住民課総合窓口係
☎役場内線二二三

葛巻病院小児科

小児科医師の診察日

葛巻病院小児科では、四月からの小児科医師による診察が、これまでの週三回から週二回に変わります。

- ① 火曜日
- ② 木曜日



葛巻財産区の歴史に幕

二月一日から七〇四が町有林に編入

昭和三十年の三町村の合併に伴い、旧葛巻町の財産として特別会計で管理運営してきた「葛巻財産区」が一月三十一日で解散し、町有林として管理されています。

解散式典と思い出を語る会は同日、くずまき高原牧場のもく・木ドームで行われ、財産区や町森林組合などの関係者約百人が出席しました。式典では中村哲雄町長が、葛巻財産区の歩みを振り返り、先人や町民の尽力に感謝し、歴代の町長や財産区管理委員に感謝状を贈りました。

また、財産区の一部でもあった同牧場のシユ克蘭ハウス（コテージ）付近に記念碑が建立され、除幕式も行われました。

これまで町有林と同様に町が管理してきた財産区は、学校の整備や役場庁舎、社会体育館などの建設、町畜産開発公社への出資や産業団体の運営費助成など町の発展に多大な貢献をしてきました。近年は木材価格の低迷などから恒常的な赤字が続き、単独経営が一層厳しくなっていました。

財産区の山林総面積は約七〇四畝。全体の五四が人工林で、今後も手入れが必要な林齢の山林が半数以上を占めています。これらの財産の健全な管理運営のために町有林化されたものです。

確かな学力

教育関係者や父母が集まった時、私は「家庭ではしっかりとしたしつけをしてほしい」「学校では確かな学力をつけてほしい」、そして「社会教育によって児童、生徒が持っている多面的な資質を伸ばしてほしい」と唱えている。

葛巻高校入学式や卒業式での礼儀、成人式での態度を見ると、葛巻の若者はしっかりと作法が身に付いている。

昨年行われた岩手県内の全児童、生徒を対象にした学力定着調査によると、小学生、中学生とも極めて優秀な成績であり、確かな学力が定着している。先生方に敬意を表したい。また、



生涯学習、社会教育、各種教室などにより児童、生徒の多面的資質が伸ばされ、様々な分野で成果が上がっている。喜ばしい限りである。

岩手県知事選挙 岩手県議会議員選挙

4月8日(日)

投票時間：午前7時～午後6時

投票できる人

昭和62年4月9日以前に生まれた人で、平成18年12月21日までに葛巻町の住民基本台帳に登録されている人です。

期日前投票は 3月23日から



選挙当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などの都合で投票所に行けないときには「期日前投票」をすることができます。手続きは簡単ですので、ご利用ください。

【期間】3月23日（金）から4月7日（土）まで。ただし、県議会議員選挙は3月31日からです。

【時間】午前8時30分から午後8時まで。土曜、日曜も投票することができます。

【場所】葛巻町役場第1会議室

【投票できる人】期日前投票を行う日に選挙権を有している人

【持ち物】入場券

【問い合わせ先】町選挙管理委員会
☎役場内線148